

十一 共通支配下関係二以上の者（人格のないもの）を含む。以下この号において同じ。）が同一の者に支配（一時的な支配を除く。以下の号において同じ。）をされている場合又は二以上の者のうちの一の者が他の全ての者を支配している場合における当該二以上の者に係る関係をいう。

十二 新設合併対象財産 法第百三十八条に規定する新設合併により新設合併設立会員金融商品取引所が承継する財産をいう。

十三 新設合併取得会員金融商品取引所 新設合併消滅会員金融商品取引所のうち、法第百三十八条に規定する新設合併により支配取得をするものをいう。

十四 新設合併対価 法第百三十八条に規定する新設合併に際して新設合併設立会員金融商品取引所が新設合併消滅会員金融商品取引所の会員に対して交付する財産をいう。

十五 新設合併対価時価 新設合併対価の時価その他適切な方法により算定された新設合併対価の価額をいう。

十六 非対価交付消滅会員金融商品取引所 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員に交付する新設合併対価が存しない場合における当該新設合併消滅会員金融商品取引所をいう。

十七 承継消滅会員金融商品取引所 新設合併消滅会員金融商品取引所の会員が受ける新設合併対価の全部が新設合併設立会員金融商品取引所の持分である場合において、当該新設合併消滅会員金融商品取引所が承継消滅会員金融商品取引所となることを定めたときにおける当該新設合併消滅会員金融商品取引所をいう。

十八 非承継消滅会員金融商品取引所 承継消滅会員金融商品取引所及び非対価交付消滅会員金融商品取引所以外の新設合併消滅会員金融商品取引所をいう。

（訳文の添付）

第二条 法（第五章、第五章の二若しくは法第百八十八条（金融商品取引所若しくはその会員等、自主規制法人、金融商品取引所持株会社又は外国金融商品取引所若しくはその外国金融商品取引所参加者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）、金融商品取引法施行令

(以下「令」という。) 第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長(次条において「内閣総理大臣等」という。)に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときには、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第一百五十五条第一項第一号に規定する役員会等をいう。)の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

(外国通貨又は暗号資産若しくは電子決済手段の換算)

第三条 法、令第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号))第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。)若しくは電子決済手段(同条第五項に規定する電子決済手段をいう。)をもつて金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

第二章 金融商品取引所

第一章 総則

第一節 総則

(免許申請書)

第四条 法第八十条第一項の免許を受けようとする者は、法第八十一条第一項の免許申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を通じて内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 登記事項証明書

三 創立総会の議事録

四 役員に関する次に掲げる書類

イ 役員の沿革を記載した書面

ロ 住民票の抄本(本籍の記載のあるものに限り、役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書)又はこれに代わる書面

ハ 旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三)に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び

第二章 金融商品取引所 第一节 概则

第二章 金融商品取引所 第一节 概则

第三条 法、令第五章若しくは第五章の二又はこの府令の規定により内閣総理大臣等に提出する書類中、外国通貨又は暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）若しくは電子決済手段（同条第五項に規定する電子決済手段をいう。）をもつて金額又は数量を表示するものがあるときは、当該金額又は数量を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた標準を付記しなければならない。

二 法第八十二条第二項第三号イからへまで又は第九十八条第四項第一号（免許を受けようとする者が株式会社である場合にあっては、法第一百五条の二において準用する同号）のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 会員等の本店その他の主たる営業所又は事務所の所在の場所を記載した書面

四 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体であるときは、その商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在の場所及び行っている事業の内容）並びにその保有する議決権の数を記載した書類（免許を受けようとする者が株式会社である場合に限る。）

五 最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

六 金融商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書類

七 取引所金融商品市場を開設する業務において電子情報処理組織を使用する場合には、当該電子情報処理組織の概要、設置場所、容量及び保守の方法並びに当該電子情報処理組織に異常が発生した場合の対処方法を記載した書類

八 金融商品取引所の事務の機構及び分掌を記載した書類

九 取引所金融商品市場を開設する業務による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

十 取引所金融商品取引所の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

十一 その他の法第八十二条第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

十二 法第八十一条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、金融商品取引所以外の株式会社が従前の目的を変更して取引所金融商品市場を開設するため同条第一項の規定により免許申請書類を提出する場合には、前項各号（第三号を除く。）に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。

一 従前の目的を変更して取引所金融商品市場を開設することを決議した株主総会の議事録（会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定により株主総会の決議があつたものとみなす）

三 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。以下同じ。）

二 従前の定款及び免許申請の際に現に存する取引の性質を明らかにする書面（関連する注記を含む。以下同じ。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。以下同じ。）

（免許申請書等に添付すべき電磁的記録）

第五条 法第八十一条第三項（法第八十五条の二第三項、第二百二条の十五第三項及び第一百六条の十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。第十一条の三、第二十六条及び第二十七条を除き、以下同じ。）に係る記録媒体をいう。第二十六条を除き、以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（取引所金融商品市場開設の免許の予備審査）

第六条の二 法第八十条第一項の免許を受けようとする者は、法第八十一条第一項の免許申請書及び同条第二項の書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（自主規制業務から除かれる業務等）

第六条 法第八十四条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、特定市場デリバティブ取引（市場デリバティブ取引のうち業務規程その他の規則において当該市場デリバティブ取引の対象となる金融商品等の銘柄が特定されるもの）をいう。第三十五条第二項第一号及び第五十条第二項第一号において同じ。）のための金融商品等の上場及び上場廃止に関する業務とする。

2 委託金融商品取引所の理事又は取締役若しくは執行役は、前項の金融商品等の上場後又は上場廃止後、遅滞なく、当該金融商品等を上場した旨又は当該金融商品等の上場を廃止した旨を受託自主規制法人の理事会に報告するものとする。

3 特定株式会社金融商品取引所の取締役（自主規制委員であるものを除く。）又は執行役（自主規制業務の執行を行うものを除く。）は、第一項の金融商品等の上場後又は上場廃止後、遅滞なく、当該金融商品等を上場した旨又は当該

金融商品等の上場を廃止した旨を自主規制委員会に報告するものとする。

(自主規制業務)

閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 会員等が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の内容の審査（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を円滑にするため、これらの取引の状況について即時に行うものを除く。）

二 会員等の資格の審査

三 会員等に対する処分その他の措置に関する業務

四 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務

五 法第八十四条第二項第一号及び第二号に掲げた業務並びに前各号に掲げるもの（以下「特定自規制業務」という。）に関する業務

六 特定自規制業務に関する定款の変更（金融商品等の上場及び上場廃止に関する基準並びに会員等の資格の付与に関する基準を除く。）の作成、変更及び廃止

七 法第八十五条第四項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる行為に関する業務とする。

一 有価証券又はその発行者が上場又は上場廃止に関する基準又は要件に適合するかどうかの調査

二 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供が前条第四号の審査を行うための基準に適合するかどうかの調査

三 上場する有価証券の発行者に対する前条第四号の措置を行なうための基準に適合するかどうかの調査

（金融商品取引所が特定業務を委託する場合に講ずべき措置）

定業務をいう。以下この条及び第三十二条の二において同じ。）を委託する場合には、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特定業務を的確、公正かつ効率的に実施することができるとの認められる者に委託するための措置

二 当該特定業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）が、当該特定業務以外の業務による利益を図るために、当該特定業務に関し、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該特定業務に係る有価証券の発行者を不当に害する行為を行うことを防止するための措置

三 受託者が、当該特定業務に関して知り得た情報を、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は当該特定業務に係る有価証券の発行者を不当に害する行為に利用することを防止するための措置

四 当該特定業務に係る発行者に対する受託者の独立性を確保するための措置

五 受託者における当該特定業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて報告を求め、実地調査をし、又はその他の手段により確認することにより、受託者が当該特定業務を的確に実施しているかを検証し、必要に応じ改善されることその他他の受託者に対する必要かつ適切な監督を行うための措置

六 金融商品取引所の自主規制業務の健全かつ適切な運営を確保し、投資者の保護を図るために必要な措置を講ずるための措置

（自主規制業務の委託に係る認可申請）

第七条の二 法第八十五条の二第一項第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項と止に定めるものとする。

一 有価証券又はその発行者が上場又は上場廃止に関する基準又は要件に適合するかどうかの調査

二 上場する有価証券の発行者に対する前条第四号の措置を行なうための基準に適合するかどうかの調査

（金融商品取引所が特定業務を委託する場合に講ずべき措置）

二 自主規制業務に係る委託金融商品取引所及び受託自主規制法人の事務の機構及び分掌を記載した書類

三 自主規制業務に係る事業計画書

四 その他法第八十五条の三の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（自主規制業務の委託に係る認可の予備審査）

五 法第八十五条第一項の認可を受けようとする金融商品取引所は、法第八十五条の二第一項の認可申請書及び同条第二項に規定する書類に準じた書類を金融厅長官に提出して予備審査を求めることができる。

第六条 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第一項の認可申請書及び同条第二項各号の書類に準じた書類を金融厅長官に提出して予備審査を求めることがある。

第七条の二 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融厅長官に提出しなければならない。

一 認可を受けようとする業務の種類

二 当該業務の開始予定年月日

三 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該業務を行う理由を記載した書面

二 当該業務の内容及び方法を記載した書面

三 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面

四 六 その他の参考となるべき事項を記載した書類

七 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定期割当量（同項に規定する算定期割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。

八 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、当該金融商品取引所グループ（同項に規定する金融商品取引所グループをいう。第十条の三において同じ。）又は金融商品取引所持株会社グループ（同項に規定する金融商品取引所持株会社グループをいう。第六十条の二において同じ。）に属する会社（金融商品会員制法人を含む。）のために電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、運用若しくは保守又はプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいふ。以下この項において同じ。）の設計、作成

販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務及びこれに附帯する業務とする。（金融商品取引所の兼業業務に係る認可の予備審査）

第九条の三 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第一項の認可申請書及び同条第二項各号の書類に準じた書類を金融厅長官に提出して予備審査を求めることがある。

第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融厅長官に提出しなければならない。

一 当該認可に係る会社を子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする理由を記載した書面

二 当該認可に係る会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

三 当該認可後三事業年度における当該金融商品取引所及びその子会社となる会社に関する子会社となる会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

四 ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第五十七条第二項及び第六十一条第一項第三号ハにおいて同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面

五 ハ 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役。第五十七条第二項及び第六十一条第一項第三号ハにおいて同じ。）の氏名及び役職名を記載した書面

六 二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

七 本 定款

ト 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業

（金融商品取引所の兼業業務に係る認可の予備審査）

第十七条 法第八十五条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 受託自主規制法人が受けた法第一百一一条の十の認可に関する書類の写し

四 項の規定により特定業務（同項に規定する特

二 法第一百一条の五第二項第三号
三 法第一百二条の三十一第二項第二号
四 法第一百五条の十六第二項第二号
五 法第一百三十九条の三第二項第三号
六 法第一百三十九条の四第十項第三号
七 法第一百三十九条の五第二項第三号
八 法第一百三十九条の六第五項第三号
九 法第一百三十九条の七第二項第三号
十 法第一百三十九条の十三第三項第三号
十一 法第一百三十九条の十四第二項第三号
十二 法第一百三十九条の二十一第三項第三号

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第十七条 法第一百一条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、組織変更をする会員金融商品取引所の定めたものとする。

(組織変更後株式会社金融商品取引所の事後開示事項等)

第十八条 法第一百一条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更が効力を生じた日

二 組織変更をする会員金融商品取引所における法第一百一条の四の規定による手続の経過

三 法第一百一条の二十第一項の登記をした日

2 法第一百一条の五第二項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、組織変更後株式会社金融商品取引所の定めたものとする。

(一に満たない株式の端数を処理する場合における市場価格)

第十九条 法第一百一条の六第二項において準用する会社法第二百三十四条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて同項に規定する株式の価格とする。

一 当該株式を市場において行う取引によつて売却する場合 当該取引によつて売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいれか高い額

イ 法第一百一条の六第二項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日(以下この号において「売却日」という。)における当該株式を取引する市場における最終の価格(当該売却日に売買取引がない場合は当該売却日が当該市場の休業日に当たる場合にあつては、その後最初になされた売買取引の成立価格)

口 売却日において当該株式が公開買付け等（法第二十七条の二第六項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。口及び第二十八条第二号において同じ。）の対象であるときは、当該売却日ににおける当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（会計慣行のしん酌）

第二十条 次条及び第二十二条の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

（組織変更後株式会社金融商品取引所の資本金として計上すべき額）

第二十一条 法第一百一条の七に規定する内閣府令で定める組織変更後株式会社金融商品取引所の資本金として計上すべき額は、組織変更の直前の会員金融商品取引所の基本金の額とする。（組織変更に際しての計算に必要な事項）

第二十二条 法第一百一条の八に規定する内閣府令で定める組織変更に際しての計算に必要な事項は、この条の定めるところによる。

2 会員金融商品取引所が組織変更をする場合には、当該組織変更することを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

3 会員金融商品取引所が組織変更をする場合は、組織変更後株式会社金融商品取引所の次各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 資本準備金の額 零

二 その他資本剰余金の額 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の会員金融商品取引所の基本準備金の額

ロ 組織変更をする会員金融商品取引所の会員に対して交付する金銭の額のうち、組織変更をする会員金融商品取引所がその他資本剰余金の額から減ずるべき額と定めた額

利益準備金の額 零

三 その他利益剰余金の額 イに掲げる額から口に掲げる額を減じて得た額

四 組織変更の直前の会員金融商品取引所の会員に対して交付する金銭の額のうち、組織剰余金又は不足金の額

（組織変更時発行株式の引受けの申込みをようとする者に対して通知すべき事項）

第二十三条 法第一百一条の十第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 組織変更後株式会社金融商品取引所の発行可能株式総数（当該組織変更後株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、各種類の株式の発行可能種類株式総数を含む。）

二 組織変更後株式会社金融商品取引所（種類株式発行会社を除く。）が発行する株式の内容として会社法第百七十七条第一項各号に掲げる事項を定めているときは、当該株式の内容

三 組織変更後株式会社金融商品取引所（種類株式発行会社に限る。）が会社法第一百八条第一項各号に掲げる事項につき内容の異なる株式を発行することとしているときは、各種類の株式の内容（ある種類の株式につき同条第三項の定款の定めがある場合において、当該定款の定めにより組織変更後株式会社金融商品取引所が当該種類の株式の内容を定めていないときは、当該種類の株式の内容の要綱）

四 単元株式数についての組織変更後株式会社金融商品取引所の定款の定めがあるときは、その単元株式数（当該組織変更後株式会社金融商品取引所が種類株式発行会社である場合にあっては、各種類の株式の単元株式数）

五 次に掲げる組織変更後株式会社金融商品取引所の定款の定めがあるときは、その規定

イ 会社法第三十九条第一項、第一百四十条第五項又は第一百四十五条第一号若しくは第二号に規定する定款の定め

ロ 会社法第六十四条第一項に規定する定款の定め

ハ 会社法第一百六十七条第三項に規定する定款の定め

二 会社法第一百六十八条第一項又は第一百六十九条第二項に規定する定款の定め

ホ 会社法第一百七十四条に規定する定款の定め

ト 会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第二十六条第一号又は第二号に規定する定款の定め

六 株主名簿管理人を置く旨の組織変更後株式会社金融商品取引所の定款の定めがあるときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所組織変更後株式会社金融商品取引所の定款に定められた事項（法第一百一条の十第一項第一号から第三号まで及び前各号に掲げる事項を除く）であつて、会員金融商品取引所に對して組織変更時発行株式（法第一百一条の九第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。第三十条第二項第十号において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対しても通知することを請求した事項

（電磁的方法の種類及び内容）

第二十四条 令第十九条の二の五第一項の規定により示すべき電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方法

（電磁的方法）

第二十五条 令第十九条の二の五第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に

つたときは、その理由を含む。)を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。(自主規制業務の開始に係る認可の予備審査)

第三十二条 法第二百二条の十四の認可を受けようとする自主規制法人は、法第二百二条の十五第一項の認可申請書及び同条第二項に規定する書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(自主規制法人が特定業務を再委託する場合に講ずべき措置)

第三十二条の二 第七条の三の規定は、法第二百二条の十九第一項ただし書の規定により自主規制法人が特定業務を再委託する場合について準用する。特定業務を再委託する場合について準用(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第三十二条の三 法第二百二条の二十三第四項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第三十三条 法第二百二条の三十第三項の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事又は監事が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。)

二 理事会の議事の経過の要領及びその結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その氏名

四 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(署名又は記名押印に代わる措置)

第三十四条 法第二百二条の三十四第四項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいづれにも該当するものとする。

一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

(受託自主規制法人の同意を得るべき変更等)

第三十五条 法第二百二条の三十二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 金融商品等の上場及び上場廃止に関する基準(法第八十四条第二項第一号に掲げる業務の全部又は一部を受託自主規制法人に委託している場合に限る。)

二 会員等の資格の付与に関する基準(第七条第二号に掲げる業務の全部又は一部を受託自主規制法人に委託している場合に限る。)

三 特定自主規制業務(受託自主規制法人に委託しているものに限る。次項第五号において同じ。)に関連する業務規程その他の規則

四 条第二項第一号に掲げる業務を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

五 委託金融商品取引所は、次の各号(当該委託同じ。)に関連する業務規程その他の規則

六 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

七 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

八 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

九 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十一 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十二 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十三 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十四 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十五 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十六 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十七 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

十八 第七条第五号の規定により受託自主規制法人にその作成、変更及び廃止を委託しているもの並びに前各号に掲げるものを除く。)

(理事会に対する業務の報告)

制業務に基づいて委託金融商品取引所が行うべき措置の実施の状況を内容とするものでなければならない。(財産目録)

第三十七条 第十二条の規定は、法第二百二条の三十七第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき財産目録について準用する。この場合において、第十二条の二項中「金融商品会員制法人」とあるのは、「自主規制法人」と読み替えるものとする。

第三十八条 第十三条の規定は、法第二百二条の三十七条第一項において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成すべき貸借対照表について準用する。

(清算開始時の貸借対照表)

第三十九条 第十四条の規定は、法第二百二条の三十七条第一項において準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告について準用する。

(決算報告)

第四十条 法第二百三条各号に掲げる事項については、その細則を定款以外の規則に委ねる場合においても、当該規則の変更について法第二百四十九条第一項の認可を受けなければならない。

(財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実)

第四十一条 法第二百三条の二第一項に規定する内閣府令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて株式会社金融商品取引所(以下この条及び次条において「会社」という。)の財務及び営業又は事業の方針の決定に關する影響を与えることができるものが、当該会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

二 会社に対し重要な融資を行っていること。

三 会社に対して重要な技術を提供していること。

四 会社との間に重要な営業上又は事業上の取引があること。

五 その他の会社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることがで

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取扱又は保有する議決権から除外する議決権)

第四十二条 法第二百三条の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 信託業(信託業法(平成十六年法律第五百十四号)第二条第一項に規定する信託業をい

う。)を當む者が信託財産として取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権(法第二百三十三条の二第五項第一号の規定により当該信託業を當む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる権限若しくは議決権の行使について指図を行うことができる権限又は投資を行うのに必要な権限を有し、又は有することとなる場合における当該法人が取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共に当該会社の株式の取得(一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。)をした場合(当該会社が会社法第二百五十六条第一項(同法第二百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、金融商品取引業者に委託して行った場合に限る。)において当該取扱をした会社の株式を信託された者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権(法第二百三条の二第五項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する会社の株式(当該相続人(共同相続の場合は除く。)が単純承認(単純承認をしたものとみなされる場合を含む。)若しくは限定承認をしたまでのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに係る議決権)に係る議決権

五 会社が自己的の株式の消却を行うために取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権

(取得等の制限の適用除外)
第三項、第一百六条の十第二項、第一百六条の十
四第一項及び第一百六条の十七第二項に規定する
内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 保有する対象議決権の数に増加がない場合
二 担保権の行使又は代物弁済の受領により対
象議決権を取得し、又は保有する場合

三 金融商品取引業者（法第二十八条第一項に
規定する第一種金融商品取引業を行う者に限
る。）が業務として対象議決権を取得し、又
は保有する場合（法第二条第八項第一号に掲
げる行為により取得し、又は保有する場合を
除く。）

四 証券金融会社が法第五百五十六条の二十四第
一項に規定する業務として対象議決権を取得
し、又は保有する場合

（特定保有者の届出に関する事項）
第五十四条 法第五百五十六条の二第三項に規定
する特定保有者をいう。次号において同じ。）

閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。

一 特定保有者に該当することとなつた原因
二 その保有する対象議決権の数

（対象議決権保有届出書の提出等）
第四十五条 法第五百三十三条の三第一項の規定により
対象議決権保有届出書を提出する者は、別紙様
式第一号により作成した対象議決権保有届出書
及びその写しを、居住者（外国為替及び外国貿
易法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第六
条第一項前段に規定する居住者をいう。）である
ときはその本店又は主たる事務所の所在地（個
人である場合にあっては、その住所又は居所）を管
轄する財務局長（当該所在地が福岡
財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、
福岡財務支局长）に、非居住者（外国為替及び
外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居
住者をいう。）であるときは関東財務局長に提
出しなければならない。

2 法第五百三十三条の三第一項に規定する対象議
決権保有届出書の提出する事項ととする。

（公衆縦覧の事項等）
第四十六条 法第五百四条に規定する内閣府令で定
める事項は、当該株式会社金融商品取引所の發
行済株式の総数及び総株主の議決権の数とす
る。

行済株式の総数及び総株主の議決権の数とす
る。

減少をしても当該債権者を害するおそれがあ
ることを証する書面

係る株主総会の議案の概要を定めようとする
とき。

(自主規制委員会の議事録)

第五十一条 法第五百五十六条の十五第三項の規定によ
る自主規制委員会の議事録の作成については、
この条の定めるところによる。

六 株券発行会社が株式の併合をする場合にあ
つては、会社法第二百二十九条第一項本文の規
定による公告をしたことを証する書面又は當
該株式の全部について株券を発行していない
ことを証する書面

七 その他参考となるべき事項を記載した書類
(資本金の額の増加の届出)

八 株式会社金融商品取引所は、第一項に定める
事項を記載した書面を本店に備え置き、その営
業時間中これを公衆の縦覧に供しなければなら
ない。

九 株式会社金融商品取引所は、次に掲げる
事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出
しなければならない。

一 減少する前の資本金の額
二 減少する資本金の額
三 資本金の額の減少の内容
四 資本金の額の減少の認可申請

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

一 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
二 取締役会の議事録その他必要な手続があつ
たことを証する書面
三 資本金の額の増加後に想定される貸借対
照表

二 自主規制委員会の議事録は、書面又は電磁的
記録をもつて作成しなければならない。

三 自主規制委員会の議事録は、次に掲げる事項
を内容とするものでなければならぬ。

一 自主規制委員会が開催された日時及び場所
(当該場所に存しない自主規制委員が自主規
制委員会に出席をした場合における当該出席
の方法を含む。)

二 自主規制委員会の議事の経過の要領及びそ
の結果

三 決議を要する事項について特別の利害関係
を有する自主規制委員があるときは、その
氏名

四 自主規制委員会に執行役、取締役、会計参
与又は会計監査人が出席した場合は、その
氏名

五 自主規制委員会の議長が存するときは、議
長の氏名

六 議事録の作成に係る職務を行つた自主規制
委員の氏名

（署名又は記名押印に代わる措置）

第五十二条 法第五十条の規定は、法第五十条の
十五第五項の規定による署名又は記名押印に代
わる措置について準用する。

（自主規制委員会の職務執行のための決定）

第五十三条 法第五十条に規定する内閣府令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。

（自主規制業務の執行を行つ取締役、執行役
及び使用人に関する事項）

一 自主規制委員である取締役及び使用人
（自主規制委員である取締役を除く。）からの
独立性に関する事項（当該特定株式会社金融
商品取引所が監査等委員会設置会社である場
合に限る。）

三 第四十一条若しくは第二号に掲げるもの又
は特定自主規制業務に関連する定款の変更に
よる公告）をしたこと並びに異議を述べた
債権者があるときは、当該債権者に対し弁済
し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該
債権者に弁済を受けさせること目的として
相当の財産を信託したこと又は資本金の額の
合に限る。）

二 前項第一号若しくは第二号に掲げるもの又
は特定自主規制業務に関連する業務規程その
他の規則の作成を行おうとするとき。

三 前項第一号若しくは第二号に掲げるもの又
は特定自主規制業務に関連する定款の変更に

五 第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	六 第二号の取締役、執行役及び使用人による自主規制業務の執行に関する業務の他の業務からの独立性に関する事項
七 第二号の取締役、執行役及び使用人が自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項を報告するための体制その他の自主規制委員会への報告に関する事項	八 前号の報告をした者が当該報告をしたこと理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
九 自主規制委員の職務の執行（自主規制委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	十 その他自主規制委員会の自主規制業務に関する事項の決定が実効的に行われることを確保するための体制
十一 自主規制業務以外の業務に関する事項の決定を行う場合における当該決定が適切かつ実効的に行われることが確保されるための事項	
第五十四条 法第一百六条の三第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。	第五十五条 法第一百六条の三第一項の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。
一 商号若しくは名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所（地方公共団体にあっては、事務所）の所在地又は住所若しくは居所	二 法人であるときは、代表者の氏名
三 地方公共団体であるときは、長の氏名	四 その保有する株式会社金融商品取引所の対象議決権の数及び保有割合並びに当該認可後に取得し、又は保有しようとする当該株式会社金融商品取引所の対象議決権の数及び保有割合
五 前項の認可申請書には、次に掲げる書類添付しなければならない。	六 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により

当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類（申請者が法人（地方公共団体を除く。）において同じ。）である場合、当該法人に閲する次に掲げる書類

（1） 定款
（2） 登記事項証明書
（3） 役員（会計参与を除く。以下（3）において同じ。）の履歴書及び住民票の原本（本書籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員の旧氏及び名を記載した書類）

（4） 役員（会計参与を除く。以下（3）において同じ。）の履歴書及び住民票の原本（本書籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員の旧氏及び名を記載した書類）

（5） 役員（会計参与を除く。以下（3）において同じ。）の履歴書及び住民票の原本（本書籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員の旧氏及び名を記載した書類）

（6） 役員（会計参与を除く。以下（3）において同じ。）の履歴書及び住民票の原本（本書籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面（役員の旧氏及び名を記載した書類）

（7） 業務の内容を記載した書類
（8） 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該法人の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類

（9） 外国金融商品取引市場開設者 法第六十条の二第一項第七号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。（13）において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政处分を受けていることを証する書類

（10） 外国金融商品取引市場開設者 持株会社（令第十九条の三の三第三号に規定する外國金融商品取引市場開設者持株会社をいふ。以下（10）及び（13）において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることを基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることを証する書類

（11） 外国商品市場開設者（令第十九条の三の三第四号に規定する外国商品市場開設者をいふ。）において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する認可その他の行政処分を受けていることを証する書類

（12） 外国商品市場開設者持株会社（令第十一条の三の三第五号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいふ。以下（1）及び（2）において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在の場所及びその行つている事業の内容並びにその保有する議決権の数を記載した書類

（13） 外国金融商品取引市場開設者、外国商品市場開設者持株会社、外国商品市場開設者又は外国商品市場開設者持株会社にあつては、その総株主の議決権の保有基準割合（法第百三十三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。）以上に数の対象議決権（同項に規定する対象議決権をいう。）を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社であることを知ることができる書類

（14） 申請者が地方公共団体である場合、最終の貸借対照表その他の当該地方公共団体の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

（15） 申請者が法人又は地方公共団体以外の者である場合、当該者に閲する次に掲げる書類

（16） 申請者が法人又は地方公共団体である場合、最終の貸借対照表その他の当該地方公共団体の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

（17） 申請者が法人又は地方公共団体である場合、最終の貸借対照表その他の当該地方公共団体の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

（18） 申請者が法人又は地方公共団体である場合、最終の貸借対照表その他の当該地方公共団体の最近における財産及び収支の状況を知ることができる書類

(7) 資本金の額その他の当該設立後における財産の状況を知ることができる書類	(8) 当該設立会社が行う子会社となる株式会社金融商品取引所の経営管理に係る体制を記載した書類
(9) 株式会社金融商品取引所の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書類	(10) 子会社となる株式会社金融商品取引所に関する次に掲げる書類
(1) 商号及び本店の所在の場所を記載した書類	(2) 取締役及び監査役の役職名及び氏名を記載した書類
(3) 会計参与設置会社にあっては、会計参与の名称又は氏名を記載した書類	(4) 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他当該株式会社金融商品取引所の最近における業務、財産及び収支の状況を知ることができる書類
(5) その設立後三事業年度における設立会社及びその子会社である株式会社金融商品取引所の收支の見込みを記載した書類	(6) その他法第一百六条の十二第一項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 第五十四条（第二項第一号イ（10）及び（12）を除く。）の規定は、法第一百六条の十七第一項の認可を受けようとする者について準用する。この場合において、同号イ（13）中「外国金融商品取引市場開設者、外国金融商品取引市場開設者持株会社、外国商品市場開設者又は外国商品市場開設者持株会社」とあるのは「国外金融商品取引市場開設者又は国外商品市場開設者」と、「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所持株会社」とあるのは「認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所」と読み替えるものとする。	第六十条 第四十四条の規定は法第一百六条の十四第三項に規定する内閣府令で定める事項について、第四十五条の規定は法第一百六条の十五の規定により対象議決権保有届出書を提出する者及び同項に規定する内閣府令で定める事項について、第五十五条の規定は法第一百六条の十七第一項の認可を受けようとする者について、それぞれ準用する。
二 その他の参考となるべき事項を記載した書類	二 当該金融商品取引所持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類
（金融商品取引所持株会社の認可の予備審査）	（金融商品取引所持株会社の認可の予備審査）
第五十八条 法第一百六条の十第一項の認可を受けようとする者は、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同条第一項の認可申請書及び同条第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。（特定持株会社に係る認可申請）	二 金融商品取引所に係る自主規制業務の適正な実施を確保するための体制の整備に係る方針
第五十九条 法第一百六条の十三第三項ただし書の認可を受けようとする特定持株会社（同項に規定する特定持株会社をいう。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。	二 金融商品取引所持株会社グループの業務に係る損失の危険の管理に係る方針

2 第六十二条 法第一百六条の二十三第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	二 当該認可に係る子会社となる会社（当該金融商品取引所持株会社及びその子会社）の見込みを記載した書類
（金融商品取引所持株会社の認可申請等）	（金融商品取引所持株会社の認可申請等）
第六十条の二 法第一百六条の二十三第四項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。	二 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称を記載した書面
二 内閣府令で定める体制は、当該金融商品取引所持株会社における当該金融商品取引所持株会社グループに属する会社の役員及び従業員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制とする。	二 口 業務の内容を記載した書類
第六十一条 法第一百六条の二十四第一項に規定する内閣府令で定める書類	二 取締役及び監査役の氏名及び役職名を記載した書面
二 第五十七条第二項第一号ロ、ハ及びホに掲げる書類	二 会計参与設置会社にあっては、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

2 第六十三条 法第一百七条第一項各号に掲げる事項については、その細則を業務規程以外の規則に委ねる場合においても、当該規則の変更について法第一百四十九条第一項の認可を受けなければならない。	二 法第一百五十六条の二十四第一項に規定する信用取引及び金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買の決済のために証券金融会社から当該金融商品取引所の決済構を利用して金銭又は有価証券の貸付けを受けける取引に関する事項
二 金融商品取引所に係る金融指標の実施を確保するための体制の整備に係る方針	二 金融商品等（商品又は商品に係る金融指標若しくはオプションを除く。）の上場及び上場廃止に関する事項
二 法第一百六条の二十三第四項第三号に規定する内閣総理大臣に提出することを確保するための体制とする。	三 上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示に関する事項
二 第五十九条 法第一百六条の十三第三項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株会社に係る認可申請	二 清算基金（売買の決済の履行を担保するため、会員等が金融商品取引所に預託する基金をいう。）に関する事項
二 第五十七条第二項第一号ロ、ハ及びホに掲げる書類	五 商品関連市場デリバティブ取引に関する事項として次に掲げる事項
二 第五十七条第二項第一号ロ、ハ及びホに掲げる書類	イ 商品又は商品に係る金融指標若しくはオプションの上場及び上場廃止に関する事項
二 第五十七条第二項第一号ロ、ハ及びホに掲げる書類	ロ 相場の変動又は決済を結了していない取引の数量の制限に関する事項
二 第五十七条第二項第一号ロ、ハ及びホに掲げる書類	ハ 商品の格付の方法、格付表その他の格付に関する事項

第六十四条第二項の規定に基づき清算会員等から預託を受けた取引証拠金	三 法第一百九条第一項第二号又は第四号に掲げる場合に、同項の規定に基づき委託者又は申込者から預託を受けた取引証拠金
四 法第一百九条第一項第三号に掲げる場合に、同項の規定に基づき取次者から預託を受けた取引証拠金	法第一百九条第四項の規定に基づき取引証拠金を管理する金融商品取引所は、次項の規定に基づき管理されるものを除くほか、次に掲げる方法により、当該取引証拠金を管理しなければならない。
二 日本銀行、銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資にに関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）	一 日本銀行、銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資にに関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）
二 国債その他金融庁長官の指定する有価証券（次号において「国債等」という。）の保有	二 国債その他金融庁長官の指定する有価証券（次号において「国債等」という。）の保有
三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼當等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で、元本の補填の契約のあるもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの（当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）	三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼當等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で、元本の補填の契約のあるもの又は次に掲げる方法により信託財産に属する金銭を運用するもの（当該取引証拠金であることがその名義により明らかなものに限る。）
四 前号に掲げる方法	四 前号に掲げる方法
五 国債等の売戻条件付売買	五 国債等の売戻条件付売買
六 法第一百九条第四項の規定に基づき代用有価証券等（同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券（以下この項において「代用有価証券」という。）及び次条第一項に定めるもののをいう。以下この項において同じ。）を管理する金融商品取引所は、次の各号に定める方法により、当該代用有価証券の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからイより管理する有価証券（法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）次の一イから三までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからイより管理する有価証券（混合して保管されることにより管理する有価証券）	六 法第一百九条第四項の規定に基づき代用有価証券等（同条第五項の規定により取引証拠金に充てられる有価証券（以下この項において「代用有価証券」という。）及び次条第一項に定めるもののをいう。以下この項において同じ。）を管理する金融商品取引所は、次の各号に定める方法により、当該代用有価証券の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからイより管理する有価証券（法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）次の一イから三までに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからイより管理する有価証券（混合して保管されることにより管理する有価証券）

二 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより管理する有価証券	一 金融商品取引所が第三者をして保管することにより管理する有価証券
三 金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものに限る。）	二 金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものに限る。）
四 前号に掲げる方法	三 金融商品取引所が自己で保管することにより管理する有価証券（混合して保管されるものに限る。）
五 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法	四 前号に掲げる方法
六 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法	五 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法	一 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法
三 金融商品取引所が自己で保管することにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法	二 金融商品取引所が自己で保管することにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法
四 前号に掲げる方法	三 金融商品取引所が自己で保管することにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法
五 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより直ちに判別できる状態で保管することにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法	四 前号に掲げる方法
六 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより直ちに判別できる状態で保管することにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法	五 金融商品取引所が第三者をして保管されることにより直ちに判別できる状態で保管することにより直ちに判別できる状態で保管することにより管理する方法

二 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を証する書類その他の書類がある場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法	一 当該書類を有価証券とみなして前号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法
三 法第六十八条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる商品の区分に応じ、当該権利を行使する際に必要となる当該権利を証する書類その他の書類がある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法	二 口ににおいて同じ。（代用有価証券とみなして前号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法）
四 法第六十八条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる商品の区分に応じ、当該権利を証する書類その他の書類がある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法	三 商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第一百七十七条第一項第二十八号の二に規定する特定通貨関連店頭デリバティブ取引をいう。）のカバー取引（同令第九十四条第一項第一号に規定するカバー受けた有価証券として明確に区分して管理された有価証券として明確に区分して管理され、かつ、その管理の状況が自己的帳簿により直ちに把握できる状態で管理する方法）
五 法第六十八条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる商品の区分に応じ、当該権利を証する書類その他の書類がある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法	四 口ににおいて同じ。（代用有価証券とみなして前号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法）
六 法第六十八条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる商品の区分に応じ、当該権利を証する書類その他の書類がある場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法	五 口ににおいて同じ。（代用有価証券とみなして前号イからニまでに掲げる有価証券の区分に応じて管理する方法）

は、法第百十九条第一項の取引証拠金、同条第二項の取次証拠金又は同条第三項の委託証拠金の全部又は一部が同条第五項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という。）をもって代用される場合であつて、当該取次者等の口座における保有欄に記載又は記録を受けるときは、当該取次者等の取引のための欄と区分しなければならない。

（取引証拠金上の他の会員及び金融商品取引所の優先権の範囲）

第六十九条 法第百十九条第六項に規定する内閣府令で定めるものは、第六十七条第一項第一号に掲げる取引証拠金とする。

（金融商品等の上場の届出）

第七十条 法第百二十二条の規定により金融商品等の上場について届出をしようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した上場届出書を当該金融商品取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合については、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

一 当該金融商品等の種類
二 当該金融商品等の銘柄
三 上場年月日
四 その他参考となる事項

前項の上場届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該金融商品等の上場が法第百十七条第四号、第五号又は第九号の規定により当該金融商品取引所が定める基準及び方法等に適合していることを示す書類

二 その他当該金融商品等に關し参考となる書類

第一項の届出は、当該金融商品等を上場しようととする日の前日までにしなければならない。（金融商品取引所等が発行者である有価証券等の上場の承認申請）

第七十一条 法第百二十二条第一項又は第一百二十二条第一項若しくは第三項の規定により有価証券（法第百二十二条第一項又は第一百二十四条第一項若しくは第三項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）有価証券

（次項及び第七十三条において「有価証券に係るオプション等」という。）の上場について承認を受けようとする金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 売買のために有価証券を上場する場合 次に掲げる書類

イ 当該有価証券の種類、銘柄その他当該有価証券に係る金融商品取引所は、次の各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

二 売買のために有価証券を上場する場合 次に掲げる書類

ロ 有価証券の上場に際し、当該有価証券の発行者が当該有価証券を上場しようとする取引所金融市场市場又は令第十九条の三の四に規定する外国金融市场市場を開設する者に対し上場審査のためにその規則の定めることこれにより提出すべき書類と同等の書類（当該書類のうち金融庁長官が必要でないと認めたものを除く。）

ハ その他法第二十二条第一項又は第二百四十四条第一項若しくは第三項の規定による上場承認をするため参考となるべき事項を記載した書類

二 市場デリバティブ取引のために有価証券を上場する場合 当該有価証券の種類、銘柄及び決済方法その他当該有価証券に関する詳細を記載した上場承認申請書

三 市場デリバティブ取引のために有価証券を上場する場合 当該金融指標の構成銘柄、金融指標の算出方法その他当該金融指標に関する詳細を記載した上場承認申請書

四 市場デリバティブ取引のために有価証券を上場する場合 当該オプションの行使により成立する取引、オプションの種類及び清算方法その他当該オプションに関する詳細を記載した上場承認申請書

前項の規定は、法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する法第二百二十二条第一項の規定により有価証券等（同項の規定の適用を受けるものに限る。）の上場について承認を受けようとする金融商品取引所持株会社及び法第二百二条の三第一項に規定する親商品取引所等について準用する。

（金融商品等の上場廃止の届出）

第七十二条 法第二百二十六条第一項の規定により金融商品等の上場の廃止について届出をしよう

又は受託自主規制法人との間の委託契約の内容の変更について届出をしようとする金融商品取引所は、その旨を記載した届出書に、当該変更の内容及び理由を記載した書類並びに第八条第二項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。（自主規制法人の定款等の変更の認可申請）
第一百十一条の三 法第一百五十三条の四において準用する法第一百四十九条第一項の規定により定款又は業務規程の変更について認可を受けようとする自主規制法人は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。
一 変更の内容及び理由を記載した書面
二 定款を変更する場合にあつては、その決議を行つた総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
三 金融庁長官は、法第一百五十三条の四において準用する法第一百四十九条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一 当該申請に係る変更が法第二十二条の十六第一項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
二 自主規制法人において認可の申請に係る定款又は業務規程の変更について必要な手続を経ていること。

（自主規制法人の所在の場所等の変更等の届出）
第一百一十四条 法第一百五十三条の四において準用する法第一百四十九条第二項の規定により法第一百二条の十五第一項第二号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、当次の各号に掲げる事項を記載した届出書に、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
一 変更年月日
二 変更の理由
三 所在の場所を変更した事務所の名称
四 変更後の所在の場所

法第一百五十三条の四において準用する法第一百四十九条第二項の規定により法第二十二条の十五第一項第三号に掲げる事項の変更について届出をしようとする自主規制法人は、別紙様式第二号に準じて作成した届出書に、次の各号に掲げ

る場合の区分に応じ当該各号に定める書類を付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類

イ 履歴書
ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二号に準じて作成した届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 法第一百二条の十六第二項において準用する法第八条十二条第二項第三号イからへまでの会社法第三百三十二条の二十三第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 新たに会員となつた者があつた場合 当該会員の商号又は名称を記載した書類

三 法第一百五十三条の四において準用する法第一百四十九条第二項の規定により規則（定款及び業務規程を除く。以下この項において同じ。）を作成、変更又は廃止について届出をしようとする自主規制法人は、その旨を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 規則を作成した場合 当該規則及び作成の理由を記載した書類

二 規則を変更した場合 当該規則の変更の内容及び理由を記載した書類

三 規則を廃止した場合 当該規則の廃止の理由を記載した書類

（金融商品取引所の提出書類）

一 金融商品取引所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を総会又は株主総会において承認したときは、法第一百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

二 変更の理由

三 所在の場所を変更した事務所の名称

四 変更後の所在の場所

（金融商品取引所の提出書類）

一 金融商品取引所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を総会又は株主総会において承認したときは、法第一百八十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を十八条の規定により、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

二 変更の理由

三 所在の場所を変更した事務所の名称

四 変更後の所在の場所

（金融商品取引所の提出書類）

（会社計算規則第六十五条に規定する連結貸借対照表に準じて作成するものとする。）
一 别紙様式第四号により作成した収支計算書（当該会員金融商品取引所が自主規制法人を設立している場合にあつては、当該自主規制法人その他の子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した連結収支計算書（云社計算規則第六十六条に規定する連結損益計算書に準じて作成するものとする。））
二 新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類

イ 履歴書
ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ 旧氏及び名を、氏名に併せて別紙様式第二号に準じて作成した届出書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものないときは、当該旧氏及び名を証する書類

二 法第一百二条の十六第二項において準用する法第八条十二条第二項第三号イからへまでの会社法第三百三十二条の二十三第四項第一号のいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書類

二 新たに会員となつた者があつた場合 当該会員の商号又は名称を記載した書類

三 法第一百五十三条の四において準用する法第一百四十九条第二項の規定により規則（定款及び業務規程を除く。以下この項において同じ。）を作成、変更又は廃止について届出をしようとする自主規制法人は、その旨を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付するものとする。

一 别紙様式第五号により作成した売買状況表

二 総会又は株主総会における決議事項の要旨

三 会員名簿及び取引参加者名簿（株式会社金融商品取引所にあっては、取引参加者名簿）

四 会員金融商品取引所の場合にあっては、次に掲げる貸借対照表及び収支計算書の附属明細表

一 别紙様式第六号により作成した有形固定資産明細表

二 别紙様式第七号により作成した諸引当準備金明細表

三 别紙様式第八号により作成した会費・負担金明細表

四 别紙様式第九号により作成した有形固定資産減価償却費明細表

五 别紙様式第十号により作成した信認金明細表

六 别紙様式第十一号により作成した売買・貸借対照表

七 别紙様式第十二号により作成された貸借対照表

八 别紙様式第十三号により作成された貸借対照表

九 别紙様式第十四号により作成された貸借対照表

（会社計算規則第六十五条に規定する連結貸借対照表に準じて作成するものとする。）
一 别紙様式第四号により作成した収支計算書（当該会員金融商品取引所が自主規制法人を設立している場合にあつては、当該自主規制法人その他の子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した連結収支計算書（云社計算規則第六十六条に規定する連結損益計算書に準じて作成するものとする。））
二 新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類

イ 履歴書
ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

ハ 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（株主が法人その他の団体であるときは、その商号又は名称、本店又は主要な事務所の所在の場所及び行つている事業の内容並びにその保有する議決権の数を記載した書類

二 法第一百二条の十六第二項において準用する法第八条十二条第二項第三号イからへまでの会社法第三百三十五条第二項に規定する新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類

イ 履歴書
ロ 住民票の抄本（本籍の記載のあるものに限る。）又はこれに代わる書面

二 法第一百二条の十六第二項において準用する法第八条十二条第二項第三号イからへまでの会社法第三百三十五条第二項に規定する新たに役員に就任した者があつた場合 次に掲げる書類

以下の項及び第八項第三号において同じ。)にに関する報告書を、当該関係会社の毎事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

金融商品取引所は、法第百八十八条の規定により、次に掲げる書類を毎月及び毎年ごとに作成し、当該期間終了後一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

一 每月末における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面(株式会社金融商品取引所に限る。)

二 取引所金融商品市場を開設する業務において使用する電子情報処理組織(以下この条において「電子情報処理組織」という。)の保守及び管理状況を記載した書面

三 別紙様式第十三号により作成した上場有価証券異動報告

四 別紙様式第十四号により作成した取引所内取引高報告

五 金融商品取引所は、電子情報処理組織に異常が発生し、当該電子情報処理組織を使用して有価証券の売買及び市場デリバティブ取引、相場の公表若しくは受渡しその他の決済又は令第三十条第一項第二号に規定する公衆の概観を継続的に行わせることが困難となつた場合には、法第百八十八条の規定により、直ちにその旨を金融庁長官に報告し、遅滞なく、当該異常発生の概要、原因、処理、改善すべき事項その他必要な事項を記載した書類を金融庁長官に提出しなければならない。

六 金融商品取引所は、次の各号に掲げる事実が発生した場合には、法第百八十八条の規定により、遅滞なく、当該各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 定款に基づいて会員等を処分した場合 会員等の処分の内容を記載した書類

二 役員又は従業員がその業務を執行するに際し、法令に違反する行為をした場合 当該役員又は従業員の法令に違反する行為の内容、社会の必要な措置その他必要な事項を記載した書類

三 他の法人その他の団体が、関係会社に該当し、又は該当しないこととなつた場合 その内容を記載した書類

四 電子情報処理組織の設置場所、容量、保守の方法又は異常が発生した場合の対処方法の内容を記載した書類

変更を伴う当該電子情報処理組織の内容の変更があつた場合 当該変更の内容を記載した書類

(金融商品取引所持株会社の提出書類)

書類

第一百三十三条 金融商品取引所持株会社は、法第百八十八条の規定により、毎事業年度終了後三月以内に、会社法第四百四十四条第一項に規定する連結計算書類(当該金融商品取引所持株会社が自主規制法人を設立している場合は、当該自規制法人その他の子会社の業務及び財産の状況を連結して記載することとする。)及び事業報告を、金融庁長官に提出しなければならない。

二 每事業年度の予算書又はこれに準ずる書面添付しなければならない。

三 株主総会又は取締役会における決議事項の要旨

四 別紙様式第十四号により作成した取引所内取引高報告

五 金融商品取引所は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

六 金融商品取引所持株会社は、次に掲げる書類を取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定に基づき、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

七 期末及び中間期末における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書面

八 別紙様式第十三号により作成した上場有価証券異動報告

九 金融商品取引所内取引高報告

十 电子情報処理組織の設置場所、容量、保守の方法又は異常が発生した場合の対処方法の内容を記載した書類

(4) 自主規制法人の純財産額を計算した書面

書面

前項第三号ハ(1)、(2)及び(4)に掲げる書類は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、作成しなければならない。

二 金融商品取引所持株会社は、次に掲げる書類を取締役会において承認したときは、法第百八十八条の規定に基づき、遅滞なく、当該書類を金融庁長官に提出しなければならない。

三 前条第五項の規定は、金融商品取引所持株会社について準用する。

四 第百四十四条 法第百五十五条第一項の認可を受けようとする者は、法第百五十五条の二第一項の認可申請書に同条第二項に規定する書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

五 法第百五十五条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

六 外国金融商品市場を開設した年月日

七 外国金融商品取引所参加者が外国金融商品取引所出入力装置(法第百五十五条第一項に規定する外国金融商品取引所出入力装置をいう。)を設置する営業所又は事務所(外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に有する営業所又は事務所)及び部署の名称

八 外国金融商品市場を開設した年月日

九 外国市場取引に係る業務を行うことを決議した役員会等(役員会その他これに類する機関をいう。)の議事録

十 外国市場取引に係る取引記録の作成及び保存の方法

十一 外国市場取引の執行状況について、検査を行ふ頻度、部署の名称及び体制

十二 その他外国市場取引の公正の確保に関する重要な事項

十三 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

十四 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

四 外国市場取引の対象となる有価証券の種類、銘柄及び売買単位

書類

五 外国市場取引の参加資格に係る事項

六 売買価格の決定方法

七 気配、売買価格その他の価格情報の公表

八 方法

九 外国市場取引に係る有価証券の受渡しその他の決済方法及び顧客の契約不履行が生じた場合の対処方法

十 外国市場取引に係る取引記録の作成及び保存の方法

十一 外国市場取引の執行状況について、検査を行ふ頻度、部署の名称及び体制

十二 その他外国市場取引の公正の確保に関する重要な事項

十三 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

十四 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

十五 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

十六 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

十七 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

十八 法第百五十五条の二第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

書類

十九 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

書類

二十 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十一 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十二 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十三 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十四 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十五 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十六 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十七 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十八 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

二十九 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

三十 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

三十一 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

三十二 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

三十三 認可申請者が所在する国における外国金融商品市場を開設する業務に関する法制を記載した書類

書類

証券取引法」という。第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。(以下同じ。)が開設する取引所は、(旧証券取引法第八十二条第一項十七項に規定する取引所有の有価証券市場をいふ。次条において同じ。)において行われた取引に関して会員等(旧証券取引法第八十二条第一項第三号に規定する会員等をいふ。)に通知し、公表しなければならない事項については、第七十四条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 施行日前に証券取引所が開設する取引所有の有価証券市場において行われた取引に関して内閣総理大臣に報告しなければならない事項については、第七十五条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第五条 施行日前に開始した営業年度に係る附則第二条の規定による廢止前の証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令第三十条の二に規定する取引高報告については、(百十三条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(法施行前における自主規制業務の委託に係る認可の予備審査)

第六条 証券取引所又は金融先物取引所(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第六十六号)第一条の規定による廢止前の金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。次条において同じ。)は、この府令の施行前においても、法第八十五条第一項の認可について、第九条の規定の例により、法第八十五条の二第二項及び第八条第二項各号に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

(法施行前における自主規制業務の開始に係る認可を受けるための準備行為)

第七条 施行日以後に自主規制法人を設立しようとする証券取引所、(旧証券取引法第二条第十八項に規定する証券取引所持株会社、金融先物取引所又は旧金融先物取引法第二条第七項に規定する金融先物取引所持株会社は、この府令の施行前においても、法第二百二条の十五第五項及び第三十条第一項に掲げる書類に準じた書類を金融庁長官に提出して、法第二百二条の十四の認可を受けるために必要な準備行為を行うことがで

第八条 (処分等の効力) この府令の施行前にした行為及びこの附則による廃止前の同条各号に掲げる府令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この府令の規定に相当の規定があるものは、改正法附則又はこの附則に別段の定めがあるものを除き、この府令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置) この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第九条 附 則 (平成二〇年七月四日内閣府令第
四三号) 抄

この府令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則 (平成二〇年九月二四日内閣府令
第五六号)**

この府令は、平成二十年十月一日から施行する。

**附 則 (平成二〇年一二月五日内閣府令
第七九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十年十二月二日から施行する。

(金融商品取引所等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行日の前日までの間における第十一条の規定による改正後の金融商品取引所等に関する内閣府令第六百三十三条の二第一項第第一号及び第三号、第二項並びに第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十九年法律第七十五号)第百四十七条第一項又は第二百四十八条第一項(これららの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条(第一号に係る部分に限る)において準用する場合を含む)の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。以下この条において「特定議決権」という。)とあるのは「議決権」と同条第一項第三号、第

二項及び第三項中「特定議決権」とあるのは、「議決権」とする。
(罰則の適用に関する経過措置)
第二十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年四月一日内閣府令第二号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、公布の日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
第二条 この命令(前条ただし書)に規定する規定にあっては、当該規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

例による。

附 則 (平成二年六月二十四日内閣府令第三五号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二十一年七月一日から施行する。
(金融商品取引所の吸収合併等に際しての計算に関する経過措置)
第十八条 施行日前に吸収合併契約又は新設合併契約が締結された会員金融商品取引所(金融商品取引法第八十七条の六第一項に規定する会員金融商品取引所をいう。以下この条において同じ。)と会員金融商品取引所又は同法第八十七条の六第二項に規定する株式会社金融商品取引所との同法第百三十六条第二項に規定する吸収合併又は同項に規定する新設合併に際しての計算については、なお従前の例による。
(罰則の適用に関する経過措置)
第十九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二年二月二八日内閣府令第七八号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
府令第五十四条第一項第一号イの改正規定
(同号イ(1)に係る部分(「令第十九条の三の三第二号ハに規定する子会社をいう。」を削る部分に限る。)を除く。) 同令第六十条第二項の改正規定(「第百六条の二十四第一項を「四たし書」を「第百六条の二十四第一項を「四たし書」に改める部分を除く。」及び同令第一百二十二条第一項の改正規定(「第百二十三条第一項又は第二項」に改める部分に限る。)並びに第二十三条中証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令第一条第一号イの改正規定(「第百六条の六」を「第百六条の六第二項(同条第二項において準用する場合を含む。)」に改める部分及び「第百六条の二十七」の下に「(同法第九条において準用する場合を含む。)」を加える部分に限る。)改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
(罰則の適用に関する経過措置)

第十一條 この府令(附則第一条各号に掲げる規定においては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二年一月二二日内閣府令第一号抄)

この府令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年七月一日)から施行する。

附 則(平成二年九月二二日内閣府令第四二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年一二月二七日内閣府令第五五号)

(施行期日)

毎日	場合	成場	品	所	当	。)の	に係る	に注文を
	立	売	市	金	該	がじも成り受ける	他の文書が立付ける	注文が他の文書を立付ける
同項第十三号に	総取引高	高	一	二	一	当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ
新株予約権証券、	株券は、銘柄別に、最高価格、最低価格及び数量	点における売買の成立の時ににおける売買の成立の時に	二	三	二	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ
定する出資証券、	第一項第六号に規定する出資証券、	最初の価格、最終価格及び数量	一	一	一	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ
に	第一項第六号に規定する出資証券、	法第二条第一項第六号に規定する出資証券、	最高価格、最低価格及び数量	総取引高	高	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ	ては、当該金融商品取引所の業務規程に規定する売買立会によ

規則の定めるところにより算出区分すること。
 した対価の額を十一、毎日の最高、最初及び最終（決済が未了である取引の約定に係る数量をいう。以下同じ。）及び建玉残高（決済が未了である取引の約定に係る数量をいう。以下同じ。）を十一、毎日の最高、最低、最初及び最終の価格、約定数値及び対価の額（以下「価格等」という。）と定めるところとし、

六 法第二条第一項第二号通知、公表及び報告に規定する取引は、銘柄別に、最高約定数値、最低約定数値、最初の約定数値、最終約定数値、数量、清算数値（その日の清算を行ふために金融商品取引所が業務規程その他規則の定めるところにより算出した利率等又は金融指標の数値）をいう。以下同じ。及び建玉残高、

七 法第二条第一項第三号に規定する取引は、銘柄別に、最高の対価の額、最低の対価の額、最初の対価の額、最終の対価の額、数量、清算価格、件数、建玉残高及びオプションの行使別に、最高約定

十二 法第二条第二十一項第三号から第五号までに規定する取引の約定数値又は対価の額は、金融商品取引所が約定数値又は対価の額の表示方法を業務規程その他の規則に定めている場合に

立会中に行われたもののみを可能な限り記載すること。
五番号については、金融商品取引所が、取引の申込み又は取引の成立を識別するため付している番号を記載し、取引の申込みに付した番号を記載すること。た
合にあつては、当該取消しを行う取引所申込みに付した番号を記載すること。た
だし、板寄せ取引を行う金融商品取引所申込みには、番号を記載す
れば足りる。
六 売付け又は買付けの別及び取引の申込みの種類について記載すれば足りる。
七 売付け又は買付けの別については、板寄せ取引を行う金融商品取引所にては、立会中に行われたものの売付け又は買付けの別を記載すれば足りる。
八 取引の申込み若しくは取引の申込みの取消しに係る価格等又は成立した取引に係る価格等(取引の申込み又は取引の申込みの取消しに係る価格等に限る。)に

月 毎	総取引高	
一 法第二条第二十一項第一号に規定する取引は、銘柄別に、数量並びに当該月中の最高約定数値及び最低約定数値	受渡高並びに当該月中の最高価格及び最低価格	受渡高については、数量についても記載すること。
二 法第二条第二十一項第二号及び第四号の二に規定する取引は、銘柄別に、数量並びに当該月中の最高約定数値及び最低約定数値	受渡高及び当該月中の最高価格及び最低価格	受渡高については、数量についても記載すれば足りる。
三 法第二条第二十一項第三号に規定する取引は、銘柄別に、数量、オプションの行使件数並びに当該月中の最高の対価額及び最低の対価額	受渡高及び当該月中の最高価格及び最低価格	受渡高については、数量についても記載すれば足りる。
四 法第二条第二十一項第三号に規定する取引は、銘柄別に、数量、オプションの行使件数並びに当該月中の最高の対価額及び最低の対価額	受渡高及び当該月中の最高価格及び最低価格	受渡高については、数量についても記載すれば足りる。

別表第四（第七十五条関係）		報告又は通知事項	一 法第二条第一項第一号に規定する取引は、会員等別に、銘柄並びにオプションの行使件数及び被行使件数
一 日付	二 取引の種類	三 銘柄	四 自己又は委託の別
五 会員等の商号	六 委託者又は申込者	七 会員等又は非会員等の別	八 住所
九 建玉の数量	十 売付け又は買付けの別	十一 その他当該業務規程その他の規則に定める事項	十二 金融商品取引所が業務規程その他の規則に定める事項
十三 会員等の商号又は名称について	十四 委託者又は申込者の氏名について	十五 引の場合には、当該限月までの期間の最短のものから最長のものの順序で記載すること。	十六 会員等の商号又は名称について
十七 会員等の商号又は名称については、これに代わるもの記載できる。	十八 委託者又は申込者の氏名については、これに代わるもの記載できる。	十九 引の場合には、当該限月ごとに区分して記載することを要しない。	二十 会員等の商号又は名称については、これに代わるもの記載できる。
二十一 その他当該業務規程その他の規則に定める事項	二十二 金融商品取引所が業務規程その他の規則に定める事項	二十三 引の場合には、当該限月ごとに区分して記載することを要しない。	二十四 会員等の商号又は名称については、これに代わるもの記載できる。
二十五 会員等の商号又は名称については、これに代わるもの記載できる。	二十六 会員等の商号又は名称については、これに代わるもの記載できる。	二十七 会員等の商号又は名称については、これに代わるもの記載できる。	二十八 会員等の商号又は名称については、これに代わるもの記載できる。

七 委託者又は申込者の氏名又は商号若しくは名称については、当該委託者又は申込者から商品関連市場デリバティブ取引の委託等を受けた会員等の商号又は名称を記載すること。

八 会員等又は非会員等の別については、委託者又は申込者の計算による取引について記載し、会員等の自己の計算による取引である場合にあっては、記載することを要しない。

九 住所については、会員等の自己の計算による取引である場合にあっては、当該会員等の計算による取引である場合にあっては、委託者又は申込者の計算による取引である場合にあっては、当該委託者又は申込者について記載すること。

2 保護者の氏名	
3 診療料金の算出割引	
被保険者年齢 満たした日付	年 月 日
被保険者性別	男 女
被保険者割引率 (被保険者の年齢に対する割引率 %)	
4 対象医療費に係る各条件に関する診療料金算出割引	
5 両親と年子の被保険者登録	
1 共同登録	
□ はい	○ いいえ
備考 (ふりがな) 例: お母さん、お父さん	
6 本保険会員の登録番号	
7 保険料年額	
被保険者年齢 満たした日付	年 月 日 (ふりがな) 勤務地住所
被保険者性別	男 女 (ふりがな) 勤務地住所
被保険者年齢 満たした日付	年 月 日 (ふりがな) 勤務地住所
被保険者年齢 満たした日付	年 月 日 (ふりがな) 勤務地住所
8 本保険会員の登録番号	
9 診療料金の算出割引	
電話番号	

別紙様式第二号（第百十一條関係）

別紙様式第二号（第百十一條関係）											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											

別紙様式第三号（第百十二條関係）											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											

別紙様式第四号（第百十二條関係）											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											

別紙様式第五号（第百十二條関係）											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											
(日本支那銀行)											

別紙様式第五号（第百十二條関係）

は文を集中させ、最終的に又は時間を経て売買を成立させる意図、並しくはこれに關する意図による取引について記載すること（以下この様式において同じ）。
2 「立会外取引」の欄には、特許の譲受出文について、立会取引に付いて成

別紙様式第六号（第二百二十二条関係）

日	月	年
合	金	利
合	金	利
合	金	利
合	金	利
合	金	利
合	金	利
第三項(大別名)		
合	金	利

(注意事項)
1. 会員登録用タグによる会員登録が複数回行われた場合について、上場していなかった場合は、登録料を支払うことなく、会員登録料を支払うこととする。
2. 上記の形式により登録しない場合は、当該請求に付けて記載すること。
3. 評議會がない場合は記載を要しない。

別紙様式第七号（第二百二十二条関係）

年	月	日
支	入	出
支	入	出
支	入	出
支	入	出
支	入	出
合	計	

(注意事項)
1. 他の会員登録がある場合は、その記載をする。
2. 評議會がない場合は、評議會登録料を支払わない。

年	月	日
支	入	出
支	入	出
支	入	出
支	入	出
支	入	出
合	計	

(注意事項) 評議會がない場合は記載を要しない。

別紙様式第八号（第二百二十二条関係）

年	月	日
支	入	出
支	入	出
支	入	出
支	入	出
支	入	出
合	計	

(注意事項)
1. この会員登録料を差し引いた額は、その記載を要する。
2. 会員登録料を差し引いた額に、支拂「会員登録料」を「会員登録料」とする。
3. 本件の登録料を差し引いた額に、支拂「会員登録料」を「会員登録料・会員登録料合計」、名「会員登録料」、(会員登録料・会員登録料合計)を「会員登録料」、名「評議會登録料」を「評議會登録料」とする。

別紙様式第九号（第一百二十二条関係）

別紙様式第十号（第一百十二条関係）

別紙様式第十一号（第一百二十二条関係）

別紙様式第十二号（第一百二十二条関係）

別紙形式第九号(百第百二条四項) (大正四年一月一日基準)					
有形固定資産償還計算別表					
年 月 日					
資産の種類	取得会期	当期末会計期	期末残高	期初残高	有形固定資産償還計算別表
建物	円	円	円	円	円
施設					
車両					
事務機器					
備品					
合計					

（注意事項）

別紙様式第十号(第百十二種40号)(次回の付合2・一部改正)				
会員金司稿表 年月 日				
会員・特別会員者	現金	有価証券	合計	

(注)要事項

- 有価証券の額面は代理価格による。
- 会員資格権取引所において特別参加者がいない場合には、本表中「会員・特別参加者」を「会員」とする。
- 株式会社金融商品取引所にあっては、本表中「会員・特別参加者」を「取引参加者」とする。

別紙様式第十一号（五百二十二条関係）（令和元年版第一回改正）				
充實、取引履歴並経営				
年月日記				
会員、特別参加者	現 金	有価證券等	合	計

〈注意事項〉

	行 一 様			
販売 取扱 販路 販式 販 販路(販路別式) 販路子会社報告書 販 販路子会社報告書 (⑤)				
(注)参考用:	監査員は監査期間中に経過して記載する。			

区 分 要 因	分 類	期 別	監 査 日	
			監 査 第一 回	監 査 第二 回
販路 販式 販 販路(販路別式) 販路子会社報告書 販 販路子会社報告書 (⑥)				
(注)参考用:	監査員は監査期間中に経過して記載する。			

6. 販子部門の年報証券				
区 分	分 類	期 別	監 査 期 間	監 査 日
販路 販式 販 販路(販路別式) 販路子会社報告書 販 販路子会社報告書 (⑦)				
(注)参考用:	1. 上場業者基準に該当した場合のうち、会社法第20条の規定によるところにより、上場業者となるまでに同一の證券取引所で取扱っているものについて記載する。 2. 第二回監査時に記載して記載する。 3. 第二回監査時に記載して記載する。 4. 第二回監査時に記載して記載する。 5. 特定の監査結果を記載する。(監査) 年報証券			

7. 販子部門の年報証券				
区 分	分 類	期 別	監 査 期 間	監 査 日
販路 販式 販 販路(販路別式) 販路子会社報告書 販 販路子会社報告書 (⑧)				
(注)参考用:	1. 第二回監査時に記載して記載する。 2. 第二回監査時に記載して記載する。			

8. 借貸交渉書				
区 分	分 類	監 査 期 間	監 査 日	監 査 日
販路 販式 販 販路(販路別式) 販路子会社報告書 販 販路子会社報告書 (⑨)				
(注)参考用:	1. 第二回監査時に記載して記載する。 2. 第二回監査時に記載して記載する。 3. 第二回監査時に記載して記載する。 4. 第二回監査時に記載して記載する。			

別紙様式第十四号(監査十二条様式)(監査十二条様式)									
上場会社監査報告書(監査十二条様式)									
監査報告書(監査十二条様式)									
監査報告書(監査十二条様式)									
監査報告書(監査十二条様式)									
(注)参考用:									

別紙様式第十四号(監査十二条様式)(監査十二条様式)									
上場会社監査報告書(監査十二条様式)									
監査報告書(監査十二条様式)									
監査報告書(監査十二条様式)									
監査報告書(監査十二条様式)									
(注)参考用:									

(注意事項)

- 1 番月及び毎年分について作成する。
- 2 有価証券等清算取扱いによるものについては、有価証券等清算取扱いの
合計を会員、受取人別に記載する。
- 3 利息引付、割引引付、利息日引及び割引引付会員の別ごとに作成し、そ
して会員名に記載する。
- 4 借用取引を受取する会員の取扱い及び会員の貸出取引は、借用取引に係る
に記載する。
- 5 株式会社金融商品取引法にあっては、本表中「会員」を「取引参加者」と
する。

(従業員算入)

- 1 累月分及び毎分について作成する。
- 2 未回収等を準備費残高によるものについては、寄附証券等清算取次ぎの書類を合併し、整理せらる。
- 3 信金取引を決済するための取引及び会員の債権取引は、信金取引簿に記載する。
- 4 諸教説がいな場合記載を要しない。
- 5 標准会員会員積算積出取引にあっては、本表中「会員」を「取扱会員」とする。

(注意事項)

1. 朝日及び毎年分について作成する。
2. 会員登録等算出表式によるものについては、会員登録等算出表式の記入を含み、差し替えること。
3. 初回登録・信頼登録及び全教引会員の別ごとに作成し、その別を名の欄に記載する。
4. 借用登録を複数するための剥り及び会員の貸出剥りは、借用登録に係る旨に記載する。
5. 休会員在籍融通登録剥りにあっては、本文中「会員」を「取扱参加者」とする。

別紙様式第十五号（第一百十七条関係）

別紙様式第十六号（第一百十九条関係）

- 7 組合の創立、実況
 - (1) 制定
 - (2) 実況
- 8 財務
 - (1) 算定状況
 - (2) 資本・負債・純資産の状況
 - (3) 純資本
 - (4) 財務収支表
- 9 組織
 - (1) 組織図
 - (2) 会員・委員会員名簿
 - (3) 関係会社（親会社、子会社等の関係会社）の状況
 - (i) 名称
 - (ii) 所在地
 - (iii) 会社年次報告書
 - (iv) 年度別会計報告書
 - (v) 財務収支表
 - (vi) 取扱い会社の取引状況

(記載上の注意)
1. 毎月分及び毎年分について作成する。
2. 評論取引がない場合は記載を要しない。

過誤失物ナシ	荷り 貰い 荷物計	荷り 貰い 荷物計
金 利 先 物	荷り 貰い 荷物計	荷り 貰い 荷物計
金利失物ナシ	荷り 貰い 荷物計	荷り 貰い 荷物計
その他失物ナシ	荷り 貰い 荷物計	荷り 貰い 荷物計
合 計	荷り 貰い 荷物計	荷り 貰い 荷物計

※ 取引高について
上場有価証券取引高報告

年 目分		要 手取	支 手取	自 己	合	支 手取	合	支 手取	合
月	日	支 手取							
用	備	支 手取							
	算(1)	支 手取							
	内 容計								
販	益 稼	支 手取							
	算(2)	支 手取							
	内 容計								
新	株子の発行手取	支 手取							
	算(3)	支 手取							
	内 容計								
合	計	支 手取							
	内 容計								

(注)算出の基準
1. 前月から引換手帳についての支取を算定する。
2. 諸取扱いがない場合は記載をしない。
3. 勘定簿については勘定別に取引単位を記入する。

上場ダリバティブ取引取扱基準		要 手取	支 手取	自 己	合	支 手取	合	支 手取	合
月	日	支 手取							
用	備	支 手取							
	算(1)	支 手取							
	内 容計								
機	械手取料	支 手取							
	算(2)	支 手取							
	内 容計								
機	械部品オプション	支 手取							
	算(3)	支 手取							
	内 容計								
機	機券オプション	支 手取							
	算(4)	支 手取							
	内 容計								
機	機券先物	支 手取							
	算(5)	支 手取							
	内 容計								
機	機券先物オプション	支 手取							
	算(6)	支 手取							
	内 容計								
機	機券水先物	支 手取							
	算(7)	支 手取							
	内 容計								
機	機券水先物オプション	支 手取							
	算(8)	支 手取							
	内 容計								

金 利 先 物		支 手取							
月	日	支 手取							
金	利先物	支 手取							
	算(1)	支 手取							
	内 容計								
金	利先物オプション	支 手取							
	算(2)	支 手取							
	内 容計								
金	利先物取引手帳	支 手取							
	算(3)	支 手取							
	内 容計								
金	利先物取引手帳オプション	支 手取							
	算(4)	支 手取							
	内 容計								
金	利先物取引手帳	支 手取							
	算(5)	支 手取							
	内 容計								

(注)算出の基準
1. 前月から引換手帳についての支取を算定する。
2. 諸取扱いがない場合は記載をしない。
3. 勘定簿については勘定別に取引単位を記入する。